

事業名	国の補助の対象となる下水道管きよ更生工法の要件の明確化				
事業者名	下水道更生管を製造する事業者				
事業所管	経済産業省	規制所管	国土交通省	法令	下水道法

### 【照会内容・結果】

- 下水道法34条により、下水道の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、国が費用の一部について補助を行っており、更生工法による下水道管きよの改築については、国が国の補助の対象となる工法の種類毎に適用すべき基準等について通知を発出している。
- 照会者が開発した新工法について、上記の通知において、適用すべき基準等が不明確であるため、新工法が国の補助の対象となるか否かを照会。
- 適用すべき基準等を明確化するように通知を改訂するとともに、照会者が扱う新工法については、改訂された通知の適用すべき基準等を満たすことにより国の補助の対象となり得ることが確認された。

### 【意義】

- 国の補助の対象となる工法種類が明確化され、地方公共団体の選択肢が増えることにより個別の事情に応じた下水道事業が可能となると共に、新工法による新規事業者の参入が促進される。

### 【お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局化学課（03-3501-1737）